

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化について

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年度の報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件として

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

株式会社リアンでは、「介護職員等特定処遇改善加算」に基づき、手当・賞与を上乗せして支給します。国の要項において、新加算は、「経験・技能のある介護職員（介護福祉士の資格を有し所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の裁量で設定）に重点化を図るとともに他の介護職員などの処遇改善にも充てる」とされております。介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「見える化要件」について、下記に掲示致します。

概要	社内での取り組み	
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
資質の向上や キャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス管理責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度の導入 資格及び免許等の取得を目的とする講習費用の負担シフトの調整
両立支援 ・ 多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入 職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備	
やりがい ・ 働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	職場内コミュニケーションの促進 毎日 朝礼・終礼 支援内容の改善 随時 担当職員間ミーティング 管理者ミーティング 各種勉強会・研修・事例検討会